

令和 7 年度 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
第 4 回 鹿 児 島 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 議 事 録

開 催 日 時		令和 7 年 9 月 17 日（水） 9 時 58 分～11 時 26 分
開 催 場 所		鹿児島第三地方合同庁舎 第 1 共用会議室
出席者	公益代表委員（5 名）	伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉（敬称略）
	労働者代表委員（5 名）	海蔵伸一 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	千代森修一 濱上剛一郎 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 小城賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 7 年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出について 2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について 3 令和 7 年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について 4 令和 7 年度産業別最低賃金の改正決定について 5 令和 7 年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について 6 その他	
配付資料	1 令和 7 年度地域別最低賃金の審議・決定状況 2 異議申出書（写） 3 運営小委員会報告書（写）、運営小委員会における労使の主な主張 ① 自動車（新車）小売業 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 4 賃上げ支援助成金パッケージリーフレット 5 令和 7 年度業務改善助成金変更点リーフレット 審議会進行時の配付資料 ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）（写） ・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）（写） ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写） ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写）	

○ 川口会長

皆さん、おはようございます。

本日は雨ということで、足元の悪い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから令和 7 年度第 4 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本審議会の成立について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

おはようございます。

まずは、お手元にお配りしている資料の確認をお願いします。

見出しに青色のインデックスで張られた資料が本日の資料となっており、資料１が令和７年度の地域別最低賃金の審議・決定状況、資料２が異議申出書、資料３が９月９日に開催された運営小委員会に係る資料、資料４及び５は最新の賃金賃上げ支援策等に係るリーフレットを付けさせていただいております。

また、９月９日の第１回運営小委員会に参加いただいた委員以外の委員の皆様には、当該委員会の資料も配付させていただいておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、本審議会の成立についてご報告いたします。

最低賃金審議会令第５条第２項によりますと、審議会は、委員の３分の２以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各３分の１以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されております。

本日は委員の３分の２以上となる１３名の委員にご出席いただいております、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局にて本日の会議の開催に先立ち、傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、４名の傍聴希望と報道機関３社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立しているとの御報告でございます。これより審議を開始したいと思います。

ただ今、事務局から話がありましたように、本日は傍聴及び取材の希望者がいらっしゃいます。

審議会の公開につきましては、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとして規定されており、７月１６日開催の第１回本審において傍聴を認めることとしておりますので、事務局は傍聴希望者及び取材関係者を入室させていただきます。

〈事務局：傍聴者、取材者を案内〉

○ 川口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

最初の議題は、令和７年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

座らせて説明させていただきます。

異議申出に係る経過と今後の流れについてご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会及び県最低賃金専門部会での審議を経て、8月29日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板や鹿児島労働局ホームページにて、答申内容に係る異議がある者は申出書を9月16日までに提出するよう公示を行ったところでございます。

そのような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、9月16日に鹿児島県自治体関連労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合から異議申出が提出されております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと規定されております。

従いまして、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、ご審議の上、会長から答申をいただくという流れになります。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より異議申出の経過と今後の流れについて説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いいたします。

○ 永野局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問。

標記について、鹿児島県自治体関連労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

○ 川口会長

ただ今、諮問を受けましたので、異議申出の内容について審議をしたいと思いますが、まず事務局より異議申出の内容等についての説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

異議申出書につきましては、お手元の資料2に写しをお付けしております。

詳細につきましては、そちらをご覧いただきたいと思います。

まず、当該異議申出につきましては、4団体とも全て異議申出期間である9月16日までの申出であること。当該異議申出者は、鹿児島県内の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者の団体であること。以上から異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

次に、異議申出の内容についてでございます。

鹿児島県自治体関連労働組合総連合から提出された異議申出の内容としては、改定額1,026円は急激な物価高に追いついておらず、憲法25条が保障する健康で文化的な生活さえできていない水準であるとし、1、本年の鹿児島県の最低賃金額を時間額1,026円とすることは不服であり、鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額1,500円以上とすることを求めること。2、地方に住んでいても大都市と生活費は変わらず、都道府県ごとの最低賃金制度は賃金の高い地域に人口が流出することから、全国一律の最低賃金制度の創設を国に求めること。3、中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めること。4、審議員を民主的に選出してほしいこと。が述べられております。

次に、鹿児島県労働組合総連合から提出された異議申出の内容としては、今回の改定額では単年度で見ても労働者の生活を改善できず、本来あるべき水準にも遠く、都市部との格差も解消されず、鹿児島県を県民にとって希望ある地域にするためには大幅な賃金引上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があることから、1、令和7年度の鹿児島県の最低賃金を1時間1,026円とすることに不服であること。2、本年答申された鹿児島県の最低賃金は、最高位であるAランクの東京地方との地域間格差は縮小したとはいえ、まだ200円あり、支給の改善を求めたいこと。3、全国一律最低賃金制度の法制化と時間額1,500円の実現のための審議を求めること。4、今年度、発効日を意図的に遅らせた地域最低賃金が乱発されているため、最低賃金は労働者の生存権に直結する中身であることを公労使が正しく理解し、鹿児島地方についても発効を速やかに行うこと。が述べられております。

鹿児島県医療労働組合連合会から提出された異議申出の内容としては、政府も医療・介護・福祉労働者の賃上げの必要性から診療報酬と介護報酬に賃上げ支援策が盛り込まれましたが、全てのケア労働者が大幅賃上げと言える内容とはなっていないこと。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規労働者の暮らしを直撃している中、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能であるとし、1、8時間働けば人間らしく暮らせるには、今や時給1,700円以上が必要となっており、最低賃金額はこの水準に引き上げるべきであること。2、医療・介護労働者は国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で安定的な医療・介護の供給体制を維持しているにもかかわらず、働く都道府県によって賃金格差が生じており、全国一律制の実施を

求めること。3、以上により、再審議し上積みを行うこと。前述の時間額 1,700 円に一度に上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、再審議し、上積みを行うことを求めること。が述べられております。

最後に、コープかごしま労働組合から提出された異議申出の内容としては、改定額 1,026 円は依然として憲法 25 条が保障する健康で文化的な生活に満たない水準であるとし、1、本年の鹿児島県の最低賃金を時間額 1,026 円とすることは不服であること。2、本年の鹿児島県の最低賃金額を時間額 1,500 円以上とすることを求めること。3、中小零細企業支援策の拡充を国に要請すること。を求めることが述べられております。

それぞれの異議申出書の詳細につきましては、資料にて確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で内容の説明を終わらせていただきたいと思います。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今の内容等につきましては、昨日の午後、皆様方にはメールにて送付されていると思います。また、併せて、今、事務局より簡単なお説明がございましたが、いま一度、お目通しをいただきたいと考えております。

意見をいただく前に5分程度、改めて皆様、内容等をご確認していただけたらと考えております。5分程度たったときに審議を再開したいと思いますので、10時20分前ですか、そういった時刻を一応基準にして議事を再開いたしますので、いま一度ご確認ください。

<資料黙読>

○ 川口会長

それでは、5分程度経過いたしましたので、議事を再開いたします。

ご意見をいただく前に専門部会における審議状況について、8月29日の第3回本審の際に県最賃専門部会長からの報告をいただいているところでありますが、異議の申出がなされましたので、改めてこれまでの本審及び専門部会の調査審議の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況について説明をさせていただきます。

8月29日開催の第3回本審で配付しました専門部会審議経過の部会長報告をご覧いただきたいと思いますが、改めて申しますと、第1回本審を7月16日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7月28日に第1回県最賃専門部会を開催し、8月29日までの計6回にわたって改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張については、審議経過をご覧いただきたいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて、慎重かつ熱心な審議を重ねていただきましたが、双方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示し

ていただいた上で、現行最低賃金 953 円を 73 円引き上げて、1,026 円、効力発生日を令和 7 年 11 月 1 日とする案が示され、採決いただいた結果、賛成 5 名、反対 3 名となり、賛成多数により公益委員案が専門部会意見として取りまとめられ、同日開催の第 3 回本審に報告されました。

第 3 回本審では、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか審議いただいたところ、異議ありということでしたので、採決していただいた結果、賛成 9 名、反対 5 名で専門部会報告のとおり結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経緯でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から本年度の本審、専門部会の審議経過状況等を説明いただきましたが、これらも踏まえて、今、皆さんのお手元にある異議申出の内容に対するご意見等がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

ご意見はございませんか。

労側の方、何かご意見等ございますか。

○ 白石委員

労働者側の白石です。

今回の決定につきましては、例年 5 回というようなところを 1 回延びまして、6 回というようなことで審議させていただきました。

最初にスタンスとして述べたように、公労使の三者構成原則の下、我々としては、真摯な議論ができたものと、こういうふうに思っております。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

使側はいかがですか。

○ 濱上委員

使用者委員の濱上でございます。

この異議申出書にあるようなことについても、きちんと議論ができたというふうに思っております。

結論としては使用者側の意向に沿ったものではなかったんですけども、長時間にわたって真摯に議論をいたしました。そして、きちんとした手続を経て出された答申でありますので、尊重すべきだというふうに思っております。

よって、再度審議する必要はないというふうに考えております。

○ 川口会長

ありがとうございました。

他にはご意見等ございませんか。

公益の方は何かご意見等ございませんか。よろしいですか。

(意見等なし)

○ 川口会長

ご意見等は公益の方は無いということですので、今、労使のご意見がございました。

公益としても労使の意見と同様に、今回は長時間にわたって、複数回にわたって非常に真摯な議論をさせていただいたという思いがあります。

そして、併せて今回の4団体の申出書の内容等を吟味させていただいた結果、申出の主張の内容と論点においては、非常にこれまでの審議の内容と論点が重なり合う部分が多かったということで、論点は非常に似通った部分であったという考えであります。

そういった意味では十分これまでの審議の中で審議を尽くした、非常に真摯な慎重な議論で結論にたどり着いたと考えているところであります。

ということで、そういった形で集約をしたいと考えているところであります。

よろしいですかね。

それではお諮りいたします。

本件、鹿児島県自治体関連労働組合総連合ほか3団体の異議申出については、当審議会の結論としては、既に十分調査審議済みであり、8月29日付で答申した原意見のとおり決定することが適当であるとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

異議なしということで決定したいと考えております。

それでは、当審議会の結論は8月29日付答申のとおり決定することが適当であるということにいたします。

それでは、事務局は答申文の準備をお願いします。

事務局の準備ができるまでの間、休会といたしたいと思います。

<休憩>

○ 川口会長

それでは、答申文の準備ができましたようですので、議事を再開いたします。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げますので、局長は前の方にお進みください。

答申文を読み上げさせていただきます。

令和7年9月17日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、答申。

本日、貴職から令和7年8月29日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県自治体関連労働組合総連合、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会及びコープかごしま労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記。

令和7年8月29日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

○ 永野局長

ただ今、答申をいただきましたので、一言挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはお忙しいところ審議会にご出席をいただき、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問をさせていただきましたが、ご審議の結果、8月29日付け答申どおり決定することが適当であるという答申をいただいたところでございます。

この答申をいただきましたので、私どもといたしましては、官報公示といった手続を進めるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、今年度は効力発生日を11月1日とする旨の答申をいただいたところであり、効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知とその履行確保のための行政指導に努めてまいりたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策につきましても、鹿児島労働局をあげて、その周知説明等に取り組んでいきたいと考えております。

最後に改めまして、これまで長時間にわたりご審議をいただきまして、心から厚く感謝を申し上げます。

誠にありがとうございました。

○ 川口会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、今後のスケジュールについて事務局から何かございますか。

○ 小城賃金室長

今、答申をいただきましたので、今後の事務的なスケジュールを申し上げます。

地域別最低賃金の発効につきましては、最低賃金法第 14 条第 2 項により地域別最低賃金の改定の決定は、公示の日から起算して 30 日を経過した日からとする法定発効と呼ばれるものと、公示の日から起算して 30 日を経過した日後の日であって、当該決定において別に定める日があるときは、その日とする指定日発効がございます。

今年度は指定日として令和 7 年 11 月 1 日を発効日とすることとなりましたので、官報公示は 10 月 2 日までに終える必要がありますが、現在の予定では官報への公示は最も早い 9 月 29 日に予定しております。

官報公示されれば、その後は鹿児島県民の皆様に鹿児島県最低賃金を知っていただく必要がありますので、労働局としても広く周知を行っていくこととしております。

また、中小企業・小規模事業者に対する支援策についても併せて周知に努めてまいりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明に何かご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口会長

それでは、2 番目の議題に入りたいと思います。鹿児島県最低賃金専門部会の廃止についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

ご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会は 7 月 16 日の県最低賃金改正の諮問を受けて設けられ、計 6 回にわたり開催。8 月 29 日の第 3 回本審で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

この答申について異議申出がなされ、本日審議いただきました結果、8 月 29 日の答申どおりという結論をいただいたため、県最低賃金専門部会としての役割が本日をもって終了したものであると思います。

最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止して

はどうかという提案でございます。

ご審議方、よろしくお願いします。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より令和7年度鹿児島県最低賃金専門部会がその役割、任務を終えたというところであるということで、廃止してはどうかというご提案でございます。

廃止するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

異議なしということで、よろしくお願いいたします。

それでは、令和7年度鹿児島県最低賃金専門部会は本日をもって廃止することといたします。

続きまして、議題の3番目でございます。

令和7年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入ります。

これにつきましては、9月9日に開催されました運営小委員会で審議されております。

それでは、松枝委員長から御報告をお願いいたします。

○ 松枝委員長

公益の松枝でございます。

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車（新車）小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出され、8月1日に開催されました第2回本審の際に鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。

このため、9月9日に運営小委員会を開催して、申出がありました2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々の意見も踏まえて審議いたしました。

その結果、自動車関係については全会一致で改正決定の必要性ありとの結論になりましたが、電機関係につきましては、全会一致に至らず、必要性ありとの結論には達し得ませんでした。

報告書の内容は、お手元の資料番号3の①及び3の②の報告書の写しのとおりとなっておりますので、ご覧ください。

それでは、報告書を読み上げます。まず、資料3の①からです。

令和7年9月17日。

鹿児島県最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島県最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当小委員会は、令和7年8月1日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

公益代表委員、松枝千鶴、松本俊哉。

労働者代表委員、海蔵伸一、白石裕治。

使用者代表委員、千代森修一、濱上剛一郎。

続きまして、資料3の②をご覧ください。

令和7年9月17日。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、松枝千鶴。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、報告。

当小委員会は、令和7年8月1日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

下記につきましては、先ほどと同じでございますので、省略いたします。

それでは、私の方から会長へ報告書をお渡しいたします。

なお、運営小委員会の結論の報告と併せまして、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張も報告することになっておりますが、労使の主な主張につきましては、先ほど見ていただきました資料3の①及び②の各報告書に添付しておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

○ 川口会長

ありがとうございました。

それでは、松枝委員長からのご報告を踏まえて、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議をいたします。

ただ今のご報告について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等が無いようでしたらお諮りしたいと考えますが、よろしいですか。

（質問等なし）

○ 川口会長

それでは、皆様にお諮りいたします。

8月1日の第2回本審において、鹿児島労働局長から諮問を受けた自動車（新車）小売業

をはじめとする２件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、自動車（新車）小売業最低賃金については、改正決定の必要性ありとして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、必要性ありとの結論に達し得なかったとして決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 川口会長

ありがとうございます。

異議なしということで、それでは当審議会は運営小委員会における結論どおりに決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申をしたいと思いますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。

準備ができるまでしばらく休会といたします。

〈休憩〉

○ 川口会長

答申文の準備ができましたので、議事を再開いたします。

それでは、答申文をお渡ししますので、局長は前の方へお進みください。

答申文を読み上げさせていただきます。

令和７年９月１７日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和７年８月１日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和７年９月１７日。

鹿児島労働局長、永野和則殿。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一。

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、答申。

当審議会は、令和７年８月１日付けをもって最低賃金法第２１条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改

正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上です。

○ 川口会長

以上で、3番目の議題、令和7年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議を終了いたします。

引き続きまして、4番目の議題、令和7年度産業別最低賃金の改正決定についてを議題といたします。

それでは、産業別最低賃金の改正決定について諮問をお願いいたします。

○ 永野局長

ただ今、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性につきましては、必要性ありとの答申をいただきましたので、早速ではございますが、最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただきます。

令和7年9月17日。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。

鹿児島労働局長、永野和則。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金。

○ 川口会長

ただ今、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について諮問を受けました。

審議を行うに際しましては、最低賃金法第25条第2項に基づいて、専門部会を設置することとなります。

本日の諮問を受けまして、今後は専門部会での審議となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議題の5番ということで、令和7年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営についてを議題といたします。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきとされておりますので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議が全会一致である場合、その専門部会の決議をもって、本審の決議とする取扱いをしてまいりました。

今回、諮問を受けました産業別最低賃金の改正につきましても、同様の取扱いをしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

ありがとうございます。

それでは、全会一致の場合は専門部会の決議をもって本審の決議とすることといたします。

続きまして、最後の本日の議題として、その他ですが、何か委員の皆様方からのご意見等ございませんか。

(意見等なし)

○ 川口会長

無いようですので、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 二石賃金室長補佐

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、ご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただいた自動車（新車）小売業最低賃金につきましては、専門部会の委員の推薦公示をこれから行いますが、委員の推薦は前回の審議会では9月26日としておりましたが、9月29日月曜日までをお願いいたします。

また、諮問に対する関係労使の意見聴取に係る公示も9月29日月曜日まで行うこととしております。

なお、専門部会は当初9月下旬から開催することとしておりましたが、県最賃の審議がずれ込んだことから、10月上旬から開催することで日程調整を行いたいと考えております。

産別最低賃金につきましては、労使関係のイニシアティブにより設定される性格から全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず、採決になった場合は、再度、本審を開催することとなりますので、その日程につきましては専門部会の審議状況をみて調整させていただきたいと考えております。

次に、当県では平成17年度までは12月と3月にそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からはこれらの本審を省略しており、本日の本審が産業別最賃についての異議審を除けば、定例的なものとしては最後になります。

省略する理由につきましては、12月に本審を開催する場合の主な議題は、専門部会の報告、専門部会の廃止などが考えられるところです。専門部会の報告は、専門部会の結審後に遅滞なく会長に専門部会報告を送付する方法により代替措置を講じることが可能であること。また、専門部会の廃止については、その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとされ、また本省見解でも、本審においてあらかじめ専門部会がその任務を終了したときは、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うことができるとされております。

そこで、専門部会が結審し、異議申出がなかった場合、異議申出の締切日の翌日をもって

廃止する旨をあらかじめ本審で議決することにより対応可能であることから、そのような手続を取り、12月の本審は省略できるものと考えているところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様に、局長が諮問し、本審を開いて審議していただくことになりますので、その本審で産別の専門部会廃止の議決をいただければ足りると考えております。

更に3月に本審を開催する場合の主な議題は、次年度の審議会運営についての概要説明、産業別最賃の改正等についての意向の確認、意向表明の報告などが考えられますが、概要説明については、事務局にて資料を作成の上、各委員に文書にてお知らせする方法により代替措置を講ずることが可能であること。意向確認と意向表明の報告も事務局が文書をもって3月初めに労使各委員に確認し、結果は3月下旬に文書にて全委員に送付するという代替措置を取り、3月の本審を省略できると考えられるところでございます。

以上の経過等があり、本年度においても12月及び3月の本審を省略することとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。

なお、省略することとした場合でも、別途、審議する議題がある場合には、事務局から速やかに会長へお伝えし、御判断を仰ぐということになります。

以上でございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局より産別の最賃に関する今後の日程及びこれからの状況等についての説明がございました。

その中の提案の一つとして、産業別最賃の専門部会で全会一致に至らなかった場合は本審を再度開催しますが、それ以外の場合には本審は開催しない。その場合は12月と3月に定例的な本審を過去は開催していたこともあったが、平成18年以降は省略しており、今年度も省略して開催しなくていいのではないかとという提案です。

そのために専門部会、産別最賃専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することをあらかじめ本審で議決しておく必要があることの説明であったかと考えております。

今回のこの例年どおりの取扱いの説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

(意見等なし)

○ 川口会長

よろしいですか。

それでは、例年どおりの取扱いということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、第5回本審を開催することとなった場合の日程は、専門部会の審議状況を見て、事務局で調整を行ってもらうことといたします。

また、結審した専門部会については、異議の申出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することといたします。

なお、全会一致で結審した場合は、第5回本審は開催しないことになりますが、第5回本審を開催しない旨を事務局から各委員の皆様へ連絡を行ってください。

本審で行っていた部会長報告や産別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等につきましては12月及び3月に文書で行うとする取扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題はないと考えております。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口会長

それでは、本年度も事務局の提案の手続のとりの段取りでいくということで、12月、3月の本審は省略させることで決させていただきます。

なお、これに関わらず審議する議題等が生じた場合には、事務局経由で開催の調整を図りたいと思います。

それでは、その他、何か委員の皆さん、ご意見等ございませんか。

○ 松枝会長代理

スケジュール以外で、本日いただきました資料についての確認だけ1点させていただきたいのですが、資料5番のリーフレットがございます。最終ページに業務改善助成金が要件拡充しますというところで、②の賃金引上げ後の申請で拡充の賃金引上げ計画の事前提出について省略可能というふうに要件が緩和されておりますが、これは、最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施していればとございますが、本県の場合は今回の会議をもちまして、11月1日が発効日となりましたので、10月31日までに賃金引上げを実施しなければこの拡充策は取れないという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 藤原労働基準部長

そのとおりです。

○ 松枝会長代理

分かりました。

今回初めてきれいな月の初めからの適用になりますので、11月1日から実施するという企業については、これは取れない可能性があるということですね。そこはまた周知していただければと思います。

ありがとうございます。

○ 川口会長

ありがとうございました。

他には委員の皆様、ご意見、ご質問等ございませんか。

恐らくこの本審は今日が最後になろうかと思えます。ご意見ございませんか。

(意見等なし)

○ 川口会長

それでは、ご意見が無いということで、本日の議事の議事録確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使側は濱上委員によりしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。